



**オフィス用回転椅子－  
安定性、強度及び耐久性の試験方法**

**JIS S 1206 : 2013**

(JOIFA/JSA)

平成 25 年 3 月 21 日 制定

**日本工業標準調査会 審議**

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	會川 義 寛	(前) お茶の水女子大学
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	石 川 麗 子	財団法人日本消費者協会
	大 熊 志津江	文化学園大学
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	櫻 橋 晴 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鈴 木 はるみ	合同会社西友
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	中 村 有 作	一般財団法人製品安全協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	秦 義 一	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	久 松 富 雄	一般財団法人家電製品協会
	平 野 由紀夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	山 口 公 樹	社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.3.21

官 報 公 示：平成 25.3.21

原案作成者：社団法人日本オフィス家具協会

(〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-12-11 リガーレ日本橋人形町 TEL 03-3668-5588)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員会長 會川 義寛）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	2
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 一般試験条件</b>	3
<b>4.1 準備</b>	3
<b>4.2 試験機器</b>	3
<b>4.3 力の加え方</b>	3
<b>4.4 許容差</b>	3
<b>4.5 試験の順序</b>	4
<b>4.6 試験結果の評価</b>	4
<b>5 試験環境及び試験装置</b>	5
<b>5.1 床面</b>	5
<b>5.2 ストップ</b>	5
<b>5.3 座面当て板</b>	5
<b>5.4 小形座面当て板</b>	6
<b>5.5 局部当て板</b>	7
<b>5.6 背もたれ当て板</b>	7
<b>5.7 肘掛けの耐久性試験装置</b>	7
<b>5.8 ストラップ</b>	9
<b>5.9 安定性試験のための負荷装置</b>	9
<b>5.10 荷重用円盤</b>	9
<b>5.11 キャスターの耐久性を試験するための試験面</b>	9
<b>6 荷重点</b>	9
<b>6.1 荷重点 A</b>	9
<b>6.2 荷重点 B</b>	9
<b>6.3 荷重点 C</b>	9
<b>6.4 荷重点 D</b>	9
<b>6.5 荷重点 E</b>	9
<b>6.6 荷重点 F</b>	9
<b>6.7 荷重点 G</b>	9
<b>6.8 荷重点 H</b>	10
<b>6.9 荷重点 J</b>	10
<b>7 試験手順</b>	10
<b>7.1 安定性</b>	10

ページ

7.2 静荷重試験	13
7.3 耐久性試験	15
8 試験報告書	17
附属書 A (参考) 安定性、強度及び耐久性の試験のための力、サイクルなどの選択の手引ー一般原則	18
附属書 B (規定) 座面当て板のデータ	20
附属書 C (規定) 安定性試験のための負荷装置のデータ	23
附属書 JA (参考) 強度及び耐久性の試験のための力、サイクルなどの選択の手引	25
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	27
解 説	29

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

# オフィス用回転椅子— 安定性、強度及び耐久性の試験方法

Office furniture—Office work chairs—

Test methods for the determination of stability, strength and durability

## 序文

この規格は、2007年に第1版として発行された ISO 21015 を基とし、日本の技術動向、使用実態などに合わせ技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、オフィス用回転椅子の安定性、強度及び耐久性を評価するための試験方法について規定する。また、これらの試験のための力、サイクルなどの選択に関する手引を示す。

ここに規定する試験は、完全に組み立てられ、使用可能な状態にあるオフィス用回転椅子（以下、椅子という。）の強度及び耐久性を評価する試験方法について規定する。

試験における寸法は、成人用のオフィス用回転椅子に適用する。

ここに規定する試験は、通常使用及び起こることが合理的に予想される誤使用を想定した荷重及び力を試験対象部位の様々な部分に加えることで行う。

これらの試験は、材料、設計、構造又は製造工程には関係なく、特性を評価できるように計画されている。

試験結果は、試験された製品についてだけ有効とするが、試験体が類似製品を代表するもの場合には、他の類似製品にも適用できる。また、試験対象部位が想定された環境において満足のいく使用ができるかどうかを実証するためとする。したがって、未使用的製品に対して適用するものもある。

なお、適切に正当化できる場合には、不具合の調査のための試験に使用してもよい。

**附属書 B** には、座面当て板の設計に関するデータ、また、**附属書 C** には、安定性試験のための負荷装置の設計に関するデータを示す。

この規格は、要求性能を規定するものではなく、試験方法だけを規定する。要求事項を示す文書が利用できない場合には、考えられる力及びサイクルについて、**附属書 A** で提案している。これらの力及びサイクルは、体重及び作業時間に関わりなく、成人の使用に対して適用できる。

なお、別の体格に適用できるように、体重 90 kg 換算したものを、**附属書 JA** に示す。

この規格は、椅子の構成部品の試験については規定しない。また、経時変化及び劣化の評価は含まれない。この試験は、椅子張り材料、すなわちクッションなどの充填材及び上張りの耐久性を評価するものではない。